

令和6年度指定介護予防支援業務及び
介護予防ケアマネジメント業務を委託する
指定居宅介護支援事業者

令和6年5月

高齢福祉課

令和6年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅介護支援事業者について

I 委託事業者変更の報告

令和6年2月15日開催の山口市地域包括支援センター運営協議会において、株式会社河村福祉サービス海の家は、委託要件に適合する事業所であると認められ、令和6年4月からの委託予定事業者として承認されました。

その後、令和6年4月1日から利用者が同一法人内の別の事業所に移動したことから本運営協議会で報告を行うものです。

(新)

法人名	株式会社河村福祉サービス
事業所名	<u>株式会社河村福祉サービス</u>
事業所住所	宇部市大字川上720-9
事業所番号	3570200430
委託年月日	令和6年4月1日
介護支援専門員数	4名（常勤4名）

(旧)

法人名	株式会社河村福祉サービス
事業所名	<u>株式会社河村福祉サービス 海の家</u>
事業所住所	宇部市東岐波1464-1
事業所番号	3570203376
委託年月日	令和6年4月1日
介護支援専門員数	3名（常勤3名）

II 市外の指定居宅介護支援事業者への業務委託について

(1)本市が市外の指定居宅介護支援事業者(以下「市外事業者」)に対し指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部(以下「一部業務」)を委託することができるのは、次のいずれかに該当する場合としています。

- ①市外事業者が所在する市町村の地域包括支援センター運営協議会が、当該市外事業者の一部業務を委託できる事業者として承認しているとき。
- ②当該市外事業者が、市外事業者が所在する市町村の指定介護予防支援事業所との一部業務の委託契約に基づき一部業務を実施しているとき。

(2)一部業務の委託契約締結後は直近の運営協議会において報告します。

※委託契約にあたり、II(1)②の条件を満たしていることを宇部市へ確認しています。